



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年3月27日火曜日 第2354号外1

◇ 目 次 ◇

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例..... 1

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 2

愛媛県副知事定数条例の一部を改正する条例..... 2

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例..... 2

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例..... 3

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 4

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例..... 14

知事の調査等の対象となる法人を定める条例..... 20

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 20

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例..... 22

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例..... 24

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例..... 30

愛媛県県立自然公園条例の一部を改正する条例..... 31

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例..... 32

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 34

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例..... 34

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例..... 35

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 35

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... 36

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例..... 37

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 37

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例..... 37

児童福祉法施行条例..... 38

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 39

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 39

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例..... 40

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例..... 40

愛媛県森林生息緊急対策基金条例の一部を改正する条例..... 40

愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例..... 41

愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例..... 43

愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部を改正する条例..... 43

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例..... 43

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例..... 44

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例..... 44

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例..... 54

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例..... 54

条 例

○愛媛県条例第1号

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年愛媛県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>34,900円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（非常勤の職員の給与）</p> <p>第10条 非常勤の職員の給与については、勤務1日につき<u>35,100円</u>を超えない範囲内において、任命権者が知事と協議して報酬を支給する。ただし、任命権者が日額により難いと認めるときは、月額又は年額で定めることができる。</p> <p>2・3 省略</p>

（特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する

条例の一部改正)

第2条 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき35,300円を超え37,900円以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項の規定の適用については、<u>平成25年3月31日</u>までの間は、同項中「<u>34,900円</u>」とあるのは、「<u>36,100円</u>」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第11条第1項に定める職員で、同項の規定により支給される報酬の額が勤務1日につき35,300円を超え37,900円以下であるものに対する第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例第10条第1項の規定の適用については、<u>当該職員が離職するまでの間は</u>、同項中「<u>35,100円</u>」とあるのは、「<u>37,600円</u>」とする。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第2号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成18年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第3号

愛媛県副知事定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県副知事定数条例の一部を改正する条例

愛媛県副知事定数条例(平成19年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>副知事の定数は、<u>2人</u>とする。</p>	<p>副知事の定数は、<u>1人</u>とする。</p>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第4号

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和31年愛媛県条例第54号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 条 省略 <u>（副知事の退職手当の特例）</u></p> <p>第 4 条 <u>国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）から引き続いて職員（愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となつた者が、引き続き職員として在職した後引き続き副知事となつた場合におけるその者の副知事としての在職期間には、その者の職員としての引き続きいた在職期間（同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間をいう。以下同じ。）を含むものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用を受ける副知事が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副知事となつたときにおけるその者の副知事としての在職期間には、その者の先の副知事としての在職期間を含むものとする。</u></p> <p><u>3 前2項の規定の適用を受ける副知事の退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) その者の最終の任期に係る副知事を退職した日における給料月額及びその者の副知事としての任期ごとの在職月数を基礎として、前条の規定により計算した額</u></p> <p><u>(2) その者の副知事となつた日の直前の職員を退職した日における給料月額及びその者の職員としての引き続きいた在職期間を基礎として、愛媛県職員退職手当条例の例により計算した額</u></p> <p><u>4 第1項又は第2項の規定の適用を受ける副知事が退職した場合において、その者が退職の日若しくはその翌日に再び副知事となり、又は引き続き国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</u></p> <p>（その他）</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、知事等の退職手当については、愛媛県職員退職手当条例 _____ の例による。</p>	<p>第 3 条 省略</p> <p>（その他）</p> <p>第 4 条 この条例に定めるもののほか、知事等の退職手当については、愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の例による。</p>

附 則

この条例は、平成24年3月31日から施行する。

○愛媛県条例第5号

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p><u>1～9 省略</u></p> <p><u>10 災害時における県民の安否の確認に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p>別表第 2（第 4 条関係）</p> <p>1～9 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第6号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																											
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、<u>四国中央市及び西予市</u></td> </tr> <tr> <td>1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略</td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>1の3～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略</td> <td><u>各町</u></td> </tr> <tr> <td>7の2・7の3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年</td> <td>松山市、今治市、宇和島</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、 <u>四国中央市及び西予市</u>	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略	各市町	1の3～6 省略		7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	<u>各町</u>	7の2・7の3 省略		7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年	松山市、今治市、宇和島	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略</td> <td>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市及び<u>四国中央市</u></td> </tr> <tr> <td>1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略 (3) <u>法第260条第1項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理に関する事務</u> (4) <u>法第260条第2項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理の告示に関する事務</u></td> <td>各市町</td> </tr> <tr> <td>1の3～6 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略</td> <td>各市町（<u>中核市を除き、第3号及び第4号に掲げる事務（同号の許可の取消しに関する事務を除く。）</u>）<u>あ</u>っては、<u>保健所を設置する市を除く。</u>）</td> </tr> <tr> <td>7の2・7の3 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年</td> <td>松山市、今治市、宇和島</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市 町	1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市及び <u>四国中央市</u>	1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略 (3) <u>法第260条第1項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理に関する事務</u> (4) <u>法第260条第2項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理の告示に関する事務</u>	各市町	1の3～6 省略		7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	各市町（ <u>中核市を除き、第3号及び第4号に掲げる事務（同号の許可の取消しに関する事務を除く。）</u> ） <u>あ</u> っては、 <u>保健所を設置する市を除く。</u> ）	7の2・7の3 省略		7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年	松山市、今治市、宇和島
事 務	市 町																												
1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、 <u>四国中央市及び西予市</u>																												
1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略	各市町																												
1の3～6 省略																													
7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	<u>各町</u>																												
7の2・7の3 省略																													
7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年	松山市、今治市、宇和島																												
事 務	市 町																												
1 公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条第1項第1号及び第2項の規定により市が管理する漁港の区域内に限る。） (1)～(3) 省略	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市及び <u>四国中央市</u>																												
1の2 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 省略 (3) <u>法第260条第1項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理に関する事務</u> (4) <u>法第260条第2項の規定に基づく町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更する旨の届出の受理の告示に関する事務</u>	各市町																												
1の3～6 省略																													
7 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) 省略	各市町（ <u>中核市を除き、第3号及び第4号に掲げる事務（同号の許可の取消しに関する事務を除く。）</u> ） <u>あ</u> っては、 <u>保健所を設置する市を除く。</u> ）																												
7の2・7の3 省略																													
7の4 国有財産法に基づく事務のうち、7の2の項に掲げるもの（港湾法（昭和25年	松山市、今治市、宇和島																												

<p>法律第218号)第37条の2第1項の規定により市町が指定した港湾隣接地域内に所在する国土交通大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>市、八幡浜市、新居浜市、西予市、上島町及び伊方町</p>	<p>法律第218号)第37条の2第1項の規定により市町が指定した港湾隣接地域内に所在する国土交通大臣の所管に属する国有財産に係るものに限る。)</p>	<p>市、八幡浜市、西予市、上島町及び伊方町</p>
<p>8～14の2 省略</p>		<p>8～14の2 省略</p>	
<p>14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)～(10) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、松前町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>14の3 土地改良法(昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)～(10) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、松前町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>15～21 省略</p>		<p>15～21 省略</p>	
<p>22 削除</p>		<p>22 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第22条第1項の規定に基づく業務上取扱者の届出の受理に関する事務 (2) 法第22条第2項の規定に基づく業務上取扱者に該当することとなった者の届出の受理に関する事務 (3) 法第22条第3項の規定に基づく事業の廃止等の届出の受理に関する事務 (4) 法第22条第4項において準用する法第7条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の設置又は変更の届出の受理に関する事務 (5) 法第22条第4項において準用する法第15条の3の規定に基づく措置命令に関する事務 (6) 法第22条第4項及び第5項において準用する法第17条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等に関する事務 (7) 法第22条第4項において準用する法第19条第3項の規定に基づく毒物劇物取扱責任者の変更の命令に関する事務 (8) 法第22条第6項の規定に基づく措置命令に関する事務</p>	<p>保健所を設置する市</p>
<p>23～26の2 省略</p>		<p>23～26の2 省略</p>	
<p>26の3 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、</p>	<p>26の3 農地法(昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第3条第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の所有権の移転等の許可に関する事務 (2) 法第3条第4項の規定に基づく許可をしようとする旨の通知に関する事務 (3) 法第3条の2第1項の規定に基づく必要な措置の勧告に関する事務</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、</p>

<p>(1) 省略 (2) 省略</p>	<p>内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>(4) <u>法第3条の2第2項の規定に基づく許可の取消しに関する事務</u> (5) 省略 (6) 省略</p>	<p>内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>
<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>26の4 商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(9) 省略</p>	<p>_____宇和島市、八幡浜市、大洲市_____、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町_____及 _____及び愛南町</p>
<p>26の5 <u>ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u> (1) <u>ガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。以下この項において「政令」という。）第12条第1項の規定に基づく法第46条第1項に規定するガス用品の販売の事業を行う者（以下この項において「販売事業者」という。）に対する報告の徴収に関する事務</u> (2) <u>政令第12条第1項の規定に基づく法第47条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査に関する事務</u> (3) <u>政令第12条第1項の規定に基づく法第47条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務</u> (4) <u>政令第12条第2項の規定に基づく報告に関する事務</u></p>	<p>上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>		
<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町及び内子町（<u>左欄第10号の事務にあっては、今治市、新居浜市、大洲市及び東温市を除く。</u>）</p>	<p>27 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、個人施行者又は土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業に関する次に掲げるもの（施行地区若しくは施行区域が2以上の市町の区域にわたるもの又は第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの事務については施行面積が10ヘクタール以上のものに関するものを除く。） (1)～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、東温市、久万高原町及び内子町_____</p>
<p>28 土地区画整理法に基づく事務のうち、<u>町</u>が施行する土地区画整理事業に関する同法第76条の規定に基づく施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他</p>	<p><u>各町</u></p>	<p>28 土地区画整理法に基づく事務のうち、<u>市</u>町が施行する土地区画整理事業に関する同法第76条の規定に基づく施行地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他</p>	<p><u>各市町（中核市を除く。）</u></p>

<p>の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務</p>		<p>の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務</p>	
<p>28の2～32 省略</p>		<p>28の2～32 省略</p>	
<p>33 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(5) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>33 駐車場法（昭和32年法律第106号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(5) 省略</p>	<p>各市町（中核市を除く。）</p>
<p>34～37 省略</p>		<p>34～37 省略</p>	
<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略</p>	<p>上島町、内子町、松野町及び鬼北町</p>	<p>37の2 工場立地法（昭和34年法律第24号。以下この項において「法」という。）及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 省略</p>	<p>松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町及び内子町</p>
<p>38 削除</p>		<p>38 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第9条の規定に基づく改良地区内における土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築又は移動の容易でない物件の設置若しくは堆積の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却の命令に関する事務 (2) 法第21条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務（県が施行する住宅地区改良事業に係るものを除く。）</p>	<p>今治市、新居浜市及び西条市</p>
<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>39 商工会法（昭和35年法律第89号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) 省略</p>	<p>宇和島市、八幡浜市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及 び愛南町</p>
<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(62) 省略 (63) 削除</p>	<p>保健所を設置する市</p>	<p>40 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(62) 省略 (63) 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号。以下</p>	<p>保健所を設置する市</p>

<p>(64) 省略</p>		<p>この項において「改正省令」という。) 附則第4条第1項の規定に基づく薬局の管理者の週当たり勤務時間数の届出の受理に関する事務</p> <p>(63)の2 改正省令附則第4条第2項の規定に基づく薬局の管理者以外の薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の週当たり勤務時間数の届出の受理に関する事務</p> <p>(63)の3 改正省令附則第4条第3項の規定に基づく週当たり勤務時間数の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(63)の4 改正省令附則第42条の規定に基づく既存薬局開設者の郵便等販売の届出の受理に関する事務</p> <p>(64) 省略</p>	
<p>40の2～42 省略</p>		<p>40の2～42 省略</p>	
<p>43 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>各町</p>	<p>43 電気用品安全法(昭和36年法律第234号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>各市町</p>
<p>44 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第1号から第4号まで及び第4号の3の事務については、販売業者(卸売業者を除く。)でその主たる事務所及び店舗が一町の区域内のみにあるものに限る。)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 政令第4条第1項の規定に基づく法第4条第3項に規定する公表に関する事務</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 政令第4条第1項_____の規定に基づく法第19条第2項に規定する報告の徴収_____に関する事務</p> <p>(4)の2 政令第4条第2項の規定に基づく法第19条第2項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(4)の3 政令第4条第5項の規定に基づく協議に関する事務</p> <p>(5) 政令第4条第6項の規定に基づく報告に関する事務</p>	<p>各町</p>	<p>44 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(4) 政令第4条第1項及び第2項の規定に基づく法第19条第2項に規定する報告の徴収又は立入検査に関する事務</p> <p>(5) 政令第4条第4項の規定に基づく報告に関する事務</p>	<p>各市町</p>
<p>45～49 省略</p>		<p>45～49 省略</p>	
<p>49の2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政</p>	<p>上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>49の2 騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定に基づく地域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第3条第3項(法第4条第3項にお</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>

令第14号。以下この項において「政令」という。)第13条第7項の規定に基づく法第82条第1項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者(以下この項において「販売事業者」という。)に対する報告の徴収に関する事務

(2) 政令第13条第7項の規定に基づく法第83条第1項に規定する販売事業者に対する立入検査等に関する事務

(3) 政令第13条第7項の規定に基づく法第83条の2第1項に規定する販売事業者に対する提出命令に関する事務

(4) 政令第13条第8項の規定に基づく報告に関する事務

いて準用する場合を含む。)の規定に基づく公示に関する事務

(3) 法第4条第1項の規定に基づく規制基準の設定に関する事務

(4) 法第18条第1項の規定に基づく常時監視に関する事務

(5) 法第18条第2項の規定に基づく報告に関する事務

(6) 法第19条の規定に基づく公表に関する事務

(7) 法第22条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることに関する事務

(8) 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表備考の規定に基づく区域の指定に関する事務

(9) 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年11月厚生省・建設省告示第1号)別表第1号の規定に基づく区域の指定に関する事務

50 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 省略

(1)の2 省略

(2)~(11) 省略

今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市

50 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務

(1)の2 省略

(1)の3 省略

(2)~(11) 省略

(11)の2 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務

(11)の3 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務

(11)の4 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務

(11)の5 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務

(12) 法第80条第1項の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る報告の徴収、勧告等に関する事務

(13) 法第81条の規定に基づく第1号から第10号までの事務に係る監督処分に関する事務

(14) 法第82条の規定に基づく第1号から第

今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市及び西予市

(12)から(14)まで 削除

(15) 省略		10号までの事務に係る立入検査に関する 事務 (15) 省略	
		50の2 都市計画法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第26条第1項の規定に基づく土地の試掘等の許可に関する事務 (2) 法第55条の規定に基づく都市計画施設の区域内の土地の指定等に関する事務 (3) 法第56条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の買取りに関する事務 (4) 法第57条第1項から第3項までの規定に基づく事業予定地内の土地の先買い等に関する事務 (5) 法第57条の3第1項において準用する法第52条の2第1項及び第2項の規定に基づく施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更又は建築物の建築等の許可及び国の機関との協議に関する事務	東温市
51 省略		51 省略	
52 都市計画法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)・(2) 省略 (3) 法第65条の規定に基づく都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における土地の形質の変更若しくは建築物の建築等又は物件の設置若しくは堆積の許可、施行者の意見の聴取及び国の機関との協議に関する事務(町が施行する都市計画事業に関するものに限る。) (4)~(6) 省略	各町	52 都市計画法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。) (1)・(2) 省略 (3) 法第65条の規定に基づく都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における土地の形質の変更若しくは建築物の建築等又は物件の設置若しくは堆積の許可、施行者の意見の聴取及び国の機関との協議に関する事務(市町が施行する都市計画事業に関するものに限る。) (4)~(6) 省略	各市町(中核市を除く。)
52の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(第6号から第8号までの事務については、県が施行する市街地再開発事業に関するものを除く。) (1)~(8) 省略	久万高原町、砥部町及び内子町	52の2 都市再開発法(昭和44年法律第38号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)~(8) 省略 (9) 法第129条の2第1項の規定に基づく再開発事業計画の認定に関する事務(法第129条の4の規定に基づく認定の通知に関する事務を含む。) (10) 法第129条の5の規定に基づく再開発事業計画の変更の認定に関する事務 (11) 法第129条の6の規定に基づく報告の徴収に関する事務 (12) 法第129条の7の規定に基づく再開発事	今治市、新居浜市、久万高原町、砥部町及び内子町

			<p>業計画の認定に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <p>(13) 法第129条の8の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(14) 法第129条の9の規定に基づく再開発事業計画の認定の取消しに関する事務</p>
<p>52の3 都市再開発法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第129条の2第1項の規定に基づく再開発事業計画の認定に関する事務（法第129条の4の規定に基づく認定の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(2) 法第129条の5の規定に基づく再開発事業計画の変更の認定に関する事務</p> <p>(3) 法第129条の6の規定に基づく報告の徴収に関する事務</p> <p>(4) 法第129条の7の規定に基づく再開発事業計画の認定に基づく地位の承継の承認に関する事務</p> <p>(5) 法第129条の8の規定に基づく改善命令に関する事務</p> <p>(6) 法第129条の9の規定に基づく再開発事業計画の認定の取消しに関する事務</p>	<p>今治市、新居浜市、大洲市、久万高原町、砥部町及び内子町</p>		
53～55 省略			53～55 省略
			<p>55の2 悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第3条の規定に基づく規制地域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第4条の規定に基づく規制基準の設定に関する事務</p> <p>(3) 法第5条第2項の規定に基づく意見の聴取に関する事務</p> <p>(4) 法第6条の規定に基づく公示に関する事務</p> <p>(5) 法第21条第1項の規定に基づく協力を求めることに関する事務</p>
55の2 省略			55の3 省略
<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定製品の販売の事業を行う者に関するものに限る。）</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>各町</p>		<p>56 消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定製品の販売の事業を行う者に関するものに限る。）</p> <p>(1)～(4) 省略</p>
<p>56の2 消費生活用製品安全法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（特定保守製品取引事業者に関するものに限る。）</p> <p>(1) 消費生活用製品安全法施行令（以下この項において「政令」という。）第14条</p>	<p>上島町、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>		

<p>第 1 項の規定に基づく法第40条第 1 項に規定する報告の徴収に関する事務</p> <p>(2) 政令第14条第 1 項の規定に基づく法第41条第 1 項に規定する立入検査に関する事務</p> <p>(3) 政令第14条第 1 項の規定に基づく法第42条第 1 項に規定する特定保守製品の提出命令に関する事務</p> <p>(4) 政令第14条第 2 項の規定に基づく報告に関する事務</p>			
<p>56の 3 省略</p>		<p>56の 2 省略</p>	
<p>56の 4 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の町の区域に属する場合に係るものに限る。）</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町</p>	<p>56の 3 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(8) 省略</p>	<p>今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町及び愛南町</p>
<p>56の 5 省略</p>		<p>56の 4 省略</p>	
<p>56の 6 省略</p>		<p>56の 5 省略</p>	
		<p>56の 6 振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定に関する事務</p> <p>(2) 法第 3 条第 3 項（法第 4 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく公示に関する事務</p> <p>(3) 法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準の設定に関する事務</p> <p>(4) 法第20条の規定に基づく協力を求め、又は意見を述べることに係る事務</p> <p>(5) 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下この項において「省令」という。）別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域の指定に関する事務</p> <p>(6) 省令別表第 2 備考 1 及び 2 の規定に基づく区域及び時間の指定に関する事務</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>
<p>56の 7 ～ 59 省略</p>		<p>56の 7 ～ 59 省略</p>	
<p>59の 2 及び59の 3 削除</p>		<p>59の 2 被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 7 条の規定に基づく被災市街地復興推進地域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築の許可及び土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却の命令に</p>	<p>今治市及び新居浜市</p>

		<p>関する事務</p> <p>(2) <u>法第8条の規定に基づく被災市街地復興推進地域内の土地の買取り等に関する事務</u></p>	
		<p>59の3 <u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</u></p> <p>(1) <u>法第94条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(2) <u>法第94条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の変更の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(2)の2 <u>法第94条の2第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(3) <u>法第95条の規定に基づく介護老人保健施設の管理者の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(4) <u>法第98条第1項第4号の規定に基づく介護老人保健施設の広告事項の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(5) <u>法第99条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の変更又は再開の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(5)の2 <u>法第99条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の廃止又は休止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(6) <u>法第101条の規定に基づく介護老人保健施設の使用制限等の命令に係る命令書の交付に関する事務</u></p> <p>(7) <u>法第102条の規定に基づく介護老人保健施設の管理者の変更の命令に係る命令書の交付に関する事務</u></p> <p>(8) <u>法第103条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の勧告に係る勧告書の交付に関する事務</u></p> <p>(8)の2 <u>法第103条第3項の規定に基づく介護老人保健施設の業務運営の勧告に係る措置命令等の命令書の交付に関する事務</u></p> <p>(9) <u>法第104条第1項の規定に基づく介護老人保健施設の開設の許可の取消し等に係る処分書の交付に関する事務</u></p> <p>(10)及び(11) <u>削除</u></p> <p>(12) <u>法第105条において準用する医療法第9</u></p>	<p><u>保健所を設置する市</u></p>

		条第2項の規定に基づく介護老人保健施設の開設者の死亡又は失そうの届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
59の4 省略		59の4 省略	
59の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(4) 省略	各町	59の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町の区域にわたるものに関するものを除く。） (1)～(4) 省略	各市町（中核市を除く。）
60～62 省略		60～62 省略	

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表40の項の改正規定は、同年6月1日から施行する。

○愛媛県条例第7号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部改正）

第1条 公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p>第9条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、保健所を設置する市が処理することとする。</p> <p>(1) 第5条第1項第18号の規定に基づく届出の受理に関する事務</p> <p>(2) 第6条の規定に基づく特別の措置の命令に関する事務</p> <p>(3) 第7条の規定に基づく基準の適用のしんしゃくに関する事務</p>

（愛媛県立図書館協議会設置条例の一部改正）

第2条 愛媛県立図書館協議会設置条例（昭和25年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 省略 （任命の基準）</p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命する。 （定数）</p> <p>第3条 委員の定数は、5名以内とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>（定数）</p> <p>第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、5名以内とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p>

(教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(へき地手当等)</p> <p>第12条の2 <u>へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号。以下「省令」という。)</u>の定める基準を参酌して人事委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教育職員には、へき地手当を支給する。</p> <p>2~4 省略</p> <p>第12条の3 教育職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教育職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて教育職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で省令で定める基準を参酌して人事委員会が指定する学校(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該教育職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>2~6 省略</p>	<p>(へき地手当等)</p> <p>第12条の2 <u>へき地教育振興法施行規則(昭和34年文部省令第21号。以下「省令」という。)</u>の定める基準に従い人事委員会が指定するへき地学校及びこれに準ずる学校(以下「へき地学校等」という。)に勤務する教育職員には、へき地手当を支給する。</p> <p>2~4 省略</p> <p>第12条の3 教育職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教育職員の勤務する学校が移転し、当該移転に伴つて教育職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校で省令で定める基準に従い人事委員会が指定する学校(以下「へき地等学校」という。)に該当するときは、当該教育職員には、へき地手当に準ずる手当を支給する。</p> <p>2~6 省略</p>

(旅館業法施行条例の一部改正)

第4条 旅館業法施行条例(昭和32年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(清純な施設環境を保持しなければならない施設)</p> <p>第2条 <u>法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。)</u>の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) <u>図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館</u></p> <p>(2) <u>博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設</u></p> <p>(3) <u>青少年教育施設、スポーツ施設等のうち、主として児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項の児童をいう。以下同じ。)</u>の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであつて知事が定めるもの</p> <p>2 知事は、<u>前項第3号に掲げる施設</u>を定めたときは、告示するものとする。</p>	<p>(清純な施設環境を保持しなければならない施設)</p> <p>第2条 <u>清純な施設環境を保持しなければならない施設は、図書館、博物館、公民館、青少年教育施設、スポーツ施設等で、主として、児童(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条の児童をいう。以下同じ。)</u>の利用に供され、又は多数の児童の利用に供されるものであつて、別に知事が定めるものとする。</p> <p>2 知事は、前項に規定する施設を定めたときは、告示するものとする。</p> <p>(保健所を設置する市が処理する事務)</p> <p>第7条 <u>地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、第4条の表第3の項第14号の規定に基づく届出の受理に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。</u></p>

(愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 愛媛県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年愛媛県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略</p>	<p>第4条 省略</p>

(資本剰余金の取崩し)

第5条 資本剰余金に整理すべき資金(資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)に限る。)をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

第5条 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

(愛媛県立高等技術専門学校条例の一部改正)

第6条 愛媛県立高等技術専門学校条例(昭和44年愛媛県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 省略</p> <p>(訓練基準)</p> <p>第4条 普通課程の職業訓練の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 教科については、その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>(2) 訓練時間については、1年につきおおむね1,400時間(訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、1年につきおおむね700時間)であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が学校教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては2,800時間以上、同法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらの者と同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする訓練科にあつては1,400時間以上であること。</p> <p>(3) 設備については、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)第10条第1項に掲げる事項については、規則で定める基準に従うこと。</p> <p>2 短期課程の職業訓練の基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 教科については、その科目が職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。</p> <p>(2) 訓練時間については、総訓練時間が12時間(省令別表第3の表訓練科の欄に掲げる訓練科に係る訓練にあつては、10時間)以上であること。</p> <p>(3) 設備については、教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。</p>	<p>第3条 省略</p>

(4) 前3号に掲げるもののほか、省令第11条第1項に掲げる事項については、規則で定める基準に従うこと。

(高等技術専門校以外の施設において行うことができる職業訓練)

第5条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練

(2) 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練

(3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練

(他の施設の教育訓練を受けさせることによつて行う職業訓練)

第6条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(職業訓練指導員)

第7条 高等技術専門校の職業訓練指導員(法第27条第1項に規定する職業訓練指導員をいう。)は、法第28条第1項の免許(当該職業訓練を担当することができる免許に限る。)を受けた者又は省令第48条の3各号のいずれかに該当する者(同項の免許を受けた者及び法第30条第1項の職業訓練指導員試験において学科試験の指導方法の科目に合格した者以外の者にあつては、省令第39条第1号の講習を修了した者に限る。)でなければならない。

第8条 省略

(受講料)

第9条 短期課程(職業の転換を必要とする求職者又は新たな職業に就こうとする求職者に対して、職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものを除く。)を受講する者からは、受講料を徴収する。

2 省略

第10条 省略

第11条 省略

第12条 省略

第13条 省略

第4条 省略

(受講料)

第5条 短期課程(法第23条第1項に該当する

ものを除く。)を受講する者からは、受講料を徴収する。

2 省略

第6条 省略

第7条 省略

第8条 省略

第9条 省略

(興行場の構造設備の基準等に関する条例の一部改正)

第7条 興行場の構造設備の基準等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第3章 省略 第4章 雑則(第20条 第22条) 附則 第22条 省略	目次 第1章～第3章 省略 第4章 雑則(第20条 第23条) 附則 (保健所を設置する市が処理する事務) <u>第22条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、第20条の規定に基づく基準の緩和等に関する事務は、保健所を設置する市が処理することとする。 <u>第23条</u> 省略

(食品衛生法施行条例の一部改正)

第8条 食品衛生法施行条例(平成12年愛媛県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第4条 省略 (食品衛生検査施設の基準)</p> <p>第5条 政令第8条第1項の食品衛生検査施設の設備及び職員の配置についての基準は、別表第5のとおりとする。</p> <p>第6条 省略 (手数料)</p> <p>第7条 法の規定に基づく事務のうち、別表第6の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表第6の1の項に掲げる手数料にあつては検査の申込みの際に、その他の手数料にあつては許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>別表第4(第3条、別表第2関係) 省略</p> <p>別表第5(第5条関係) 食品衛生検査施設の基準</p> <p>1 設備</p> <p>(1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室及び事務室を設けること。</p> <p>(2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験に必要な機械及び器具を備えること。</p> <p>2 職員の配置 検査又は試験に必要な職員を置くこと。</p> <p>別表第6(第7条関係) 省略</p>	<p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略 (手数料)</p> <p>第6条 法の規定に基づく事務のうち、別表第5の左欄に掲げる事務につき、同表の中欄に掲げる名称の手数料を、同表の右欄に定める金額によって徴収する。</p> <p>2 前項に規定する手数料(以下「手数料」という。)は、別表第5の1の項に掲げる手数料にあつては検査の申込みの際に、その他の手数料にあつては許可の申請の際に納付しなければならない。</p> <p>3 省略</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表第4(第3条、別表第1関係) 省略</p> <p>別表第5(第6条関係) 省略</p>

(愛媛県博物館協議会設置条例の一部改正)

第9条 愛媛県博物館協議会設置条例(平成12年愛媛県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 省略 (任命の基準)</p> <p>第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命する。</p> <p>(定数)</p> <p>第3条 委員 _____ の定数は、それぞれ14人以内とする。</p> <p>第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、それぞれ14人以内とする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>第4条 省略</p>

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第10条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(認定こども園の認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 当該施設が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>(2) 当該施設が保育所等である場合にあっては、児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子ども(当該施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町における同法第24条第4項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。</p> <p>(3) 子育て支援事業のうち、当該施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(4) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p>	<p>(認定こども園の認定の基準)</p> <p>第3条 法第3条第1項第4号及び第2項第3号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。</p>
<p>2 法第3条第3項の条例で定める要件は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当する施設であること。</p> <p>ア 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。</p> <p>イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等に入所していた子どもを引き続き当該幼保連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。</p> <p>(2) 子育て支援事業のうち、当該幼保連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。</p> <p>(3) 別表の設備及び運営に関する基準に適合すること。</p>	<p>(認定こども園の認定の辞退及び休止)</p>
<p>第5条 省略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条<u> </u>に規定する方法により、<u>同条</u>に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>認定こども園の設備及び運営に関する基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1) 法第3条第3項の幼保連携施設については、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たすときは、この限りでない。</p>	<p>第5条 省略</p> <p>2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条第1項に規定する方法により、<u>同項</u>に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>認定こども園の認定の<u> </u>基準</p> <p>1・2 省略</p> <p>3 施設設備</p> <p>(1) 法第3条第2項の幼保連携施設については、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たすときは、この限りでない。</p>

ア・イ 省略

(2)～(8) 省略

4 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する指針をいう。）に基づくものでなければならず、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 省略

5・6 省略

7 管理運営等

(1)～(8) 省略

(9) 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

ア・イ 省略

(2)～(8) 省略

4 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）に基づくものでなければならず、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 省略

5・6 省略

7 管理運営等

(1)～(8) 省略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第8号

知事の調査等の対象となる法人を定める条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事の調査等の対象となる法人を定める条例

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第152条第1項第3号の条例で定める一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社は、次に掲げる法人とする。

- (1) 社団法人愛媛県園芸振興基金協会（昭和47年3月27日に社団法人愛媛県加工原料みかん価格安定基金協会という名称で設立された法人をいう。）
- (2) 公益財団法人伊方原子力広報センター
- (3) 財団法人愛媛の森林基金（昭和61年5月10日に財団法人愛媛の森林基金という名称で設立された法人をいう。）
- (4) 財団法人えひめ産業振興財団（昭和61年11月1日に財団法人愛媛テクノポリス財団という名称で設立された法人をいう。）
- (5) 財団法人えひめ海づくり基金（昭和61年12月12日に財団法人愛媛県栽培漁業基金という名称で設立された法人をいう。）
- (6) 財団法人松山観光コンベンション協会（平成3年1月10日に財団法人松山コンベンションビューローという名称で設立された法人をいう。）
- (7) 財団法人愛媛県廃棄物処理センター（平成5年9月1日に財団法人愛媛県廃棄物処理センターという名称で設立された法人をいう。）
- (8) 南レク株式会社
- (9) 松山空港ビル株式会社
- (10) 愛媛エフ・イー・ゼット株式会社
- (11) 松山観光港ターミナル株式会社

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第9号

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(愛媛県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第7条の2 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、愛媛県行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>860円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条 省略</p> <p>(個人の県民税の税率の特例)</p> <p>第4条の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に500円を加算した額とする。</p> <p>第4条の3 省略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)</p> <p>第7条の4の3 省略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における前2条の規定の適用については、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、前条第1項中「法附則第5条の4の2第1項」とあるのは「法附則第45条第2項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第1項」とする。</p> <p>第9条 削除</p> <p>第16条の5 省略</p> <p>(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)</p> <p>第16条の6 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失(震災特例法第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによつてその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第7条の4第1項中「法附則第5条の4第1項」とあるのは「法附則第44条の2第1項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第1項」と、附則第12条第1項中「第3項まで」とあるのは「第3項まで(法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第13条第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第14条中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「震災特例法第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第15条第1項中「第4項」とあるのは「第4</p>	<p>(愛媛県行政手続条例の適用除外)</p> <p>第7条の2 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第3条又は第4条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、愛媛県行政手続条例第2章_____及び第3章_____の規定は、適用しない。</p> <p>2 省略</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>1,504円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>第4条 省略</p> <p>第4条の2 省略</p> <p>(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)</p> <p>第7条の4の3 省略</p> <p>(県民税の分離課税に係る所得割の額の特例)</p> <p>第9条 県民税の分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第13条第3項の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</p> <p>第16条の5 省略</p>

項（法附則第44条の2第1項の規定により適用される場合を含む。）として、附則第7条の4又は附則第12条から附則第15条までの規定を適用する。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（県たばこ税の税率の特例）

第22条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき411円とする。

（県たばこ税の税率の特例）

第22条 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法（昭和40年法律第122号）第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき716円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の2第1項及び附則第9条の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 平成25年1月1日
- (2) 第20条の3及び附則第22条の改正規定並びに附則第4項の規定 平成25年4月1日

（愛媛県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

2 改正後の愛媛県県税賦課徴収条例第7条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の愛媛県県税賦課徴収条例第7条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

3 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（地方税法（昭和25年法律第226号）第50条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る改正前の愛媛県県税賦課徴収条例附則第9条に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。

（愛媛県森林環境税条例の一部改正）

5 愛媛県森林環境税条例（平成16年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（個人の県民税の均等割の税率の特例）	（個人の県民税の均等割の税率の特例）
<p>第3条 平成17年度から平成25年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</p> <p>2 平成26年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第13条第1項第1号及び附則第4条の2の規定にかかわらず、同条に定める額に700円を加算した額とする。</u></p>	<p>第3条 平成17年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、<u>県税条例第13条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額に700円を加算した額とする。</u></p>

○愛媛県条例第10号

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例

愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関、県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

(1)～(13) 省略

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)・(2) 省略

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）_____をいう。

(1)～(13) 省略

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人_____の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)・(2) 省略

(公文書の公開義務等)

第7条 省略

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、公開しないものとする。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ 省略

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人_____の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る情報にあっては、公にすることにより、当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該情報を除く。）

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人_____を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア・イ 省略

(3)・(4) 省略

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 省略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 省略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は公社に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者の意見の聴取等)

第15条 公開請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2・3 省略

(県が設立した地方独立行政法人及び公社に対する異議申立て)

第18条 次に掲げる実施機関がした公開決定等又は当該実施機関に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該実施機関に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

(1) 県が設立した地方独立行政法人

(2) 公社

(5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 省略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 省略

オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(第三者の意見の聴取等)

第15条 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人(県が設立したものを除く。)及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、その意見を聴くことができる。

2・3 省略

(県が設立した地方独立行政法人に対する異議申立て)

第18条 県が設立した地方独立行政法人がした公開決定等又は当該地方独立行政法人に対する公開請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県情報公開条例の規定は、愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社(以下「公社」という。)が保有する公文書については、平成14年4月1日以後に公社の役員及び職員が作成し、又は取得したものについて適用する。

3 この条例の施行の際現にされている公社の情報公開制度に基づく文書の公開の申請は、改正後の愛媛県情報公開条例第5条の規定による公文書の公開の請求とみなす。

○愛媛県条例第11号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第10条第1項及び第3項、第25条第4項から第6項まで、第29条、第30条、第34条第5項、第44条第2項、第51条第5項、第55条、第56条、第58条第2項、第62条、第63条第5項、第75条並びに第76条、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(縦覧期間中の補正)</p> <p>第4条 法第10条第3項に規定する条例で定める軽微な不備は、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係る不備であって、申請内容の同一性に影響を与えないと認められるものとする。</p> <p>2 法第10条第3項の規定による補正は、規則で定めるところにより、補正書に補正後の申請書又は当該申請書の添付書類を添えて知事に提出して行わなければならない。</p> <p>3 前項の添付書類のうち、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類には、規則で定める部数の副本を添えなければならない。</p> <p>(設立登記の届出等)</p> <p>第5条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第6条 法第23条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第23条第2項(法第52条第1項(法第62条において準用する</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)第10条第1項(法第34条第5項において準用する場合を含む。)、第14条の7第3項、第29条、第44条第3項及び第45条</p> <p>並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2第1項の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 省略</p> <p>(設立登記の届出等)</p> <p>第4条 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の届出書の様式は、規則で定める。</p> <p>(社員の表決に係る電磁的方法)</p> <p>第5条 法第14条の7第3項に規定する条例で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの</p> <p>ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(役員の変更等の届出)</p> <p>第6条 法第23条第1項</p> <p>の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。</p> <p>2 法第23条第2項</p>

場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証の申請)

第7条 省略

2 法第14条の9第1項の規定により社員総会の決議があったものとみなされたときは、法第25条第4項の規定により添付する社員総会の議事録の謄本に代えて、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

- (1) 定款の変更の内容
(2) 定款の変更の提案をした者の氏名又は名称
(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
(4) 社員総会の議事録の謄本に代えて添付する書面の作成に係る職務を行った者の氏名

3 法第25条第4項の申請書に添付する書類のうち、同項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、規則で定める部数の副本を添えなければならない。

4 第4条の規定は、第1項の申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第3項」とあるのは「法第25条第5項において準用する法第10条第3項」と、同条第3項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類」とあるのは「法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類」と読み替えるものとする。

(定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

- (1)・(2) 省略

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条第1項(法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

第10条 法第30条の閲覧及び謄写の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 提出すべき書類, 提出すべき時期. Row 1: 1 設立又は合併の認証を受けた場合, 当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号及び第2号イに掲げる書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。), 法第13条第2項の規定による届出の時

の規定の適用を受ける場合における第2条第4項の規定の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款の変更の認証の申請)

第7条 省略

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第25条第4項の規定により添付する変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類には、規則で定める部数の副本を添えなければならない。

(軽微な事項に係る定款の変更の届出)

第8条 法第25条第6項の規定による届出は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行わなければならない。

- (1)・(2) 省略

(事業報告書等の提出)

第9条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

第10条 法第29条第2項の閲覧の用に供するため、特定非営利活動法人は、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる規則で定める部数の書類を、同表の右欄に掲げる時期に知事に提出しなければならない。

Table with 3 columns: 区分, 提出すべき書類, 提出すべき時期. Row 1: 1 設立又は合併の認証を受けた場合, 当該設立又は合併の認証に係る法第10条第1項第1号の書類、法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。), 法第13条第2項の規定による届出書の提出時

	む。この項の右欄において同じ。)の登記事項証明書 の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	
2 役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があった場合	当該変更後の役員名簿	法第23条第1項の規定による届出の時
3 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款及び当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し	当該定款の変更の認証を受けた後遅滞なく
4 定款の変更をした場合(前項の場合を除く。)	当該変更後の定款及び当該変更に係る登記をした場合にあっては、法第25条第7項の登記事項証明書の写し	法第25条第6項の規定による届出の時
5 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	法第28条第3項第1号の事業報告書等の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時

(事業報告書等の閲覧等の場所)

第11条 法第30条 _____ の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 省略

2 第2条第2項から第5項まで及び第7条第2項の規定は法第34条第4項の申請書に添付する書類について、第4条の規定は当該申請書及び当該申請書に添付する書類について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「法第10条第3項」とあるのは「法第34条第5項において準用する法第10条第3項」と、第7条第2項中「法第25条第4項」とあるのは「法第34条第4項」と、同項第1号及び第2号中「定款の変更」とあるのは「合併」と読み替えるものとする。

(合併の場合の貸借対照表等の備置き等)

第17条 法第35条第1項に規定する貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び当該合併によって消滅する各特定非営利活動法人(合併によって新たな特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、当該合併によって消滅する各特定非営利活動法人)について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、それぞれの _____ 事務所に備え置かなければならない。

(検査の際の職員の身分を示す証明書)

第18条 法第41条第3項(法第64条第7項において準用する場合を含む。)の職員の身分を示す証明書の様式は、規則で定める。

(認定の申請等)

第19条 法第44条第2項(法第58条第2項において準用する場合を含む。)の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる

	む。この項の右欄において同じ。)の登記に関する書類の写し及び法第14条の財産目録又は法第35条第1項の財産目録	
2 定款の変更の認証を受けた場合	当該変更の認証に係る変更後の定款 _____ _____ _____	当該定款の変更の認証を受けた後遅滞なく
3 毎事業年度1回、事業報告書等を作成した場合	法第29条第1項に規定する書類 _____ の写し	法第29条第1項の規定による事業報告書等の提出時

(事業報告書等の閲覧場所 _____)

第11条 法第29条第2項の規定による閲覧 _____ は、規則で定める場所において行うものとする。

(合併の認証の申請)

第16条 省略

2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の _____

_____ 申請書に添付する書類について準用する。

(合併の場合の財産目録等 _____ の備置き等)

第17条 法第35条第1項に規定する財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人 _____

_____ について作成し、同条第2項の規定により債権者が異議を述べるすることができる期間が満了するまでの間、それぞれの主たる事務所に備え置かなければならない。

(検査の際の職員の身分を示す証明書)

第18条 法第41条第3項 _____ の職員の身分を示す証明書の様式は、規則で定める。

(内閣総理大臣から送付を受けた書類の写しの閲覧)

第19条 知事は、法第44条第1項の規定により送付を受けた書類の写しを規則で定める場所において閲覧させるものとする。

事項を記載しなければならない。

(1) 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに電話番号

(2) 申請に係る特定非営利活動法人が適合する法第45条第1項第1号に掲げる基準及び当該特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(3) その他知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新の申請)

第20条 法第51条第2項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に同条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 申請に係る認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所及びその他の事務所の所在地並びに電話番号

(2) 認定の有効期間、申請に係る認定特定非営利活動法人が適合する法第45条第1項第1号に掲げる基準及び当該認定特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(3) その他知事が必要と認める事項

(認定特定非営利活動法人等の代表者の氏名の変更の届出)

第21条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第22条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの3月以内に知事に提出して行わなければならない。

2 その主たる事務所が県内に所在する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、法第55条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により提出する書類に規則で定める部数の副本を添えなければならない。

(役員報酬規程等の閲覧等の場所)

第23条 法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧及び謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(合併の認定の申請)

第24条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項及び法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 合併しようとする各特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

(3) 合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する各特定非営利活動法人が適合する法第45条第1項第1号に掲げる基準並びにこれらの特定非営利活動法人が現に行っている事業の概要

(4) その他知事が必要と認める事項

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第25条 法第75条に規定する作成、備置き及び閲覧について

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第20条 法第44条の3に規定する作成、備置き及び閲覧について

は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律_____第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 省略

（市町が処理する事務）

第26条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認証の取消しに関する事務

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 法第25条第7項の規定に基づく登記事項証明書の受理に関する事務

(13) 省略

(14) 法第30条_____の規定に基づく事業報告書等の閲覧及び謄写に関する事務

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

第27条 省略

は、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 省略

（市町が処理する事務）

第21条 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務（2以上の市町の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）は、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町_____、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町が処理することとする。

(1)～(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 法第29条第2項の規定に基づく事業報告書等の閲覧_____に関する事務

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

第22条 省略

附 則

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に知事に対してなされた申請、届出その他の行為で、同日以後において当該町の長又はその委任を受けた者（以下「町長等」という。）が管理し及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、当該町長等のした処分その他の行為又は当該町長等に対してなされた申請、届出その他の行為とみなす。

○愛媛県条例第12号

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県公害防止条例の一部を改正する条例

愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(改善命令等)</p> <p>第24条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある _____ と認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p> <p>第27条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>(排出水の汚染状態の測定等)</p> <p>第44条 排出水排出者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第53条 知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある _____ と認めるとき、又は第48条第2項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(ばい煙量の測定等)</p> <p>第59条 指定工場設置者は、規則で定めるところにより、当該指定工場に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録し、これを保存しなければならない。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>20万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>第27条、第44条第1項又は第59条の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="156 2056 762 2145"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> </table>	省略	備考	<p>(改善命令等)</p> <p>第24条 知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合</u>において、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又は当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。</p> <p>2 省略</p> <p>(ばい煙量等の測定)</p> <p>第27条 ばい煙排出者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量又はばい煙濃度を測定し、その結果を記録しておかなければ _____ ならない。</p> <p>(排出水の汚染状態の測定等)</p> <p>第44条 排出水排出者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければ _____ ならない。</p> <p>2～4 省略</p> <p>(改善命令等)</p> <p>第53条 知事は、指定工場設置者が許容基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある<u>場合</u>において、その継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は第48条第2項（第50条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反しているときは、その者に対し、期限を定めて、ばい煙を発生する施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙を発生する施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命じ、又はばい煙の排出の一時停止を命ずることができる。</p> <p>(ばい煙量の測定等)</p> <p>第59条 指定工場設置者は、規則で定めるところにより、当該指定工場に係るばい煙の量を測定し、その結果を記録しておかなければ _____ ならない。</p> <p>第6章 罰則</p> <p>第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>10万円</u>以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>別表第1（第15条関係）</p> <table border="1" data-bbox="833 2056 1439 2145"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>備考</td></tr> </table>	省略	備考
省略					
備考					
省略					
備考					

1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K 0106に定める方法 _____ により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格 K 0107に定める方法 _____ により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格 K 0105に定める方法 _____ により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質（以下「物質」という。1時間につき合計6分間を越えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。

2 省略

1 この表の許容限度欄に掲げる量は、1の項に掲げるものにあつては日本工業規格（以下「規格」という。）K 0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格 K 0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格 K 0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該量には、すすの掃除を行なう場合等においてやむを得ず排出される同表大気汚染防止法第2条第1項第3号に規定する物質の欄に掲げる物質（以下「物質」という。1時間につき合計6分間を越えない時間内に排出されるものに限る。）は、含まれないものとする。

2 省略

別表第4（第46条関係）

いおう酸化物に係る許容基準

省略

備考

- 1 省略
- 2 重油の燃焼による場合であつて排煙脱硫装置を設置していないときは、いおう酸化物の量は、次の式により算定するものとする。

$$Q' = 0.7 \times S \times W$$

この式において、Q'、S及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q' いおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

S 重油中の硫黄分の含有率とし、その測定方法は、規格 K 2541 - 1 から K 2541 - 7 までに定める方法 _____ によるものとする。

W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量（単位 キログラム）

別表第4

いおう酸化物に係る許容基準

省略

備考

- 1 省略
- 2 重油の燃焼による場合であつて排煙脱硫装置を設置していないときは、いおう酸化物の量は、次の式により算定するものとする。

$$Q' = 0.7 \times S \times W$$

この式において、Q'、S及びWは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q' いおう酸化物の量（単位 温度摂氏零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

S 重油中のいおう分の含有率とし、その測定方法は、アイソトープ法、規格 K 2273に定める酸素法、規格 K 2541 に定める空気法又は規格 K 2263に定めるポンプ法によるものとする。

W 当該指定工場に係る規則で定める燃料の量（単位 キログラム）

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県立自然公園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立自然公園条例の一部を改正する条例

愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公園事業の執行）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体（以下この条及び第12条において「国等」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議して _____、公園事業の一部を執行</p>	<p>（公園事業の執行）</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体（以下この条及び第12条において「国等」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議し、その同意を得て、公園事業の一部を執行</p>

することができる。

3 省略

4 第2項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議しなければ

ならず、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9・10 省略

(承継)

第12条 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国等である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2～4 省略

(認可の失効及び取消し等)

第14条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第10条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第10条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 省略

することができる。

3 省略

4 第2項の同意を得ようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1)～(6) 省略

5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の同意を得た者又は第3項の認可を受けた者(以下「公園事業者」という。)は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議し、その同意を得なければならず、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の同意を得ようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9・10 省略

(承継)

第12条 公園事業者である法人が合併(公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が国等である場合にあつては知事に協議し、その同意を得たとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2～4 省略

(認可の失効及び取消し等)

第14条 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第10条第2項の同意又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第10条第2項の同意又は同条第3項の認可が失効したときは、当該同意又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 省略

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に提出されている改正前の愛媛県立自然公園条例第10条第2項の同意を得ようとする者の申請書及びその添付書類は、改正後の愛媛県立自然公園条例第10条第4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

○愛媛県条例第14号

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名 称	目 的	位 置		名 称	目 的	位 置	
省略				省略			
愛媛県産業技術研究所	工業技術_____に係る試験研究の総合的企画調整及び情報の提供を行うとともに、食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術_____に関する試験研究、助言等並びに紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等を行う。	松山市		愛媛県産業技術研究所	工業技術及び建設技術に係る試験研究の総合的企画調整及び情報の提供を行うとともに、食品産業、繊維産業、紙産業、窯業その他のものづくりの基盤となる技術及び建設技術に関する試験研究、助言等並びに紙に関する展示及び研究開発又は研修に必要な施設の提供等を行う。	松山市	
省略				省略			
別表第2（第2条関係）				別表第2（第2条関係）			
名 称	目 的	位置	所轄区域	名 称	目 的	位置	所轄区域
愛媛県中央児童相談所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第2項及び第3項に規定する業務を行う。	省略		愛媛県中央児童相談所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条の2_____に規定する業務を行う。	省略	
省略				省略			
愛媛県中予保健所	省略			愛媛県松山保健所	省略		
省略				省略			

（愛媛県保健所設置条例の一部改正）

第2条 愛媛県保健所設置条例（昭和51年愛媛県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を次の表のとおり設置する。				地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項の規定に基づき、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を次の表のとおり設置する。			
名 称	位 置	所 管 区 域		名 称	位 置	所 管 区 域	
省略				省略			
愛媛県中予保健所	省略			愛媛県松山保健所	省略		
省略				省略			

（愛媛県児童相談所設置条例の一部改正）

第3条 愛媛県児童相談所設置条例（平成12年愛媛県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を別表のとおり設置する。		地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条_____の規定に基づき、児童相談所を別表のとおり設置する。	

附 則

- 1 この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 2 愛媛県感染症診査協議会条例（平成11年愛媛県条例第 6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 協議会の庶務は、保健福祉部において総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては規則で定める保健所において、結核分科会に係るものについては<u>愛媛県中予保健所</u>において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第 8 条 協議会の庶務は、保健福祉部において総括し、及び処理する。ただし、感染症分科会に係るものについては規則で定める保健所において、結核分科会に係るものについては<u>愛媛県松山保健所</u>において処理する。</p>

○愛媛県条例第15号

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、<u>同年 6月30日</u>（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年 3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第 1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、<u>同年12月31日</u>（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

愛媛県看護職員修学資金貸与条例（昭和37年愛媛県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（返還の債務の当然免除）</p> <p>第 6 条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職員養成施設修学資金」という。）の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後（引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後）1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等（クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が 3</p>	<p>（返還の債務の当然免除）</p> <p>第 6 条 貸費生であつた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務の免除を受けることができる。</p> <p>(1) 第 2 条第 1 号に掲げる者に貸与する修学資金（以下「看護職員養成施設修学資金」という。）の貸費生であつた者が、看護職員養成施設卒業後（引き続き他の種類の看護職員養成施設に入学した者にあつては、当該看護職員養成施設卒業後）1年以内に看護職員の免許を取得し、直ちに県内のアからクまでに掲げる施設等（クに掲げる施設にあつては、県内のアからオまで又はキに掲げる施設で看護職員として業務に従事した期間が 3</p>

年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア~カ 省略

キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

ク~コ 省略

(2)・(3) 省略

年以上ある場合に限る。)又はケ若しくはコに掲げる施設(以下「200床未満の病院等」という。)で看護職員となり、かつ、引き続き200床未満の病院等で看護職員として業務に従事した期間(第9条又は第10条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、当該猶予期間に引き続き期間を加えた期間)が5年に達したとき。

ア~カ 省略

キ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第25項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)

ク~コ 省略

(2)・(3) 省略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第17号

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例の一部を改正する条例

愛媛県子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金条例(平成22年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第18号

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県妊婦健康診査臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年9月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年9月30日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第19号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～86 省略			1～86 省略		
86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号） <u>附則第3条</u> _____ 及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	省略		86の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号） <u>附則第2条から第4条まで</u> 及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の書換え交付	省略	
87 省略			87 省略		
87の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号） <u>附則第3条</u> _____ 及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	省略		87の2 薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号） <u>附則第2条から第4条まで</u> 及び第6条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証の再交付	省略	
87の3～104 省略			87の3～104 省略		
104の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）	700円	104の2 介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項の規定に基づく介護支援専門員実務研修受講試験の問題の作成及び合格の基準の設定	介護支援専門員実務研修受講試験手数料（試験問題作成事務手数料）	1,000円
104の3～113 省略			104の3～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3～6 省略			3～6 省略		

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。ただし、別表2の表104の2の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第20号

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

愛媛県地方障害者施策推進協議会条例（平成6年愛媛県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">愛媛県障害者施策推進協議会条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、<u>愛媛県障害者施策推進協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の<u>自立及び社会参加</u>に関する事業に従事する者<u>並びに</u>関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 省略</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県地方障害者施策推進協議会条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第34条第3項の規定に基づき、<u>愛媛県地方障害者施策推進協議会</u>（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（委員）</p> <p>第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の<u>福祉</u>に関する事業に従事する者<u>及び</u>関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

- この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。
- この条例の施行の際現に従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の愛媛県障害者施策推進協議会条例第3条第1項の規定により愛媛県障害者施策推進協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における従前の愛媛県地方障害者施策推進協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

○愛媛県条例第21号

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成19年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第22号

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例（平成19年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援(以下「児童発達支援」という。)</u>及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス(以下「放課後等デイサービス」という。)<u>同法第21条の5の3第2項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する通所特定費用の額との合計額</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第6項に規定する療養介護(以下「療養介護」という。)</u>、同条第7項に規定する生活介護(以下「生活介護」という。)<u>及び同条第8項に規定する短期入所(以下「短期入所」という。)</u> 同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(使用料及び手数料の納付時期)</p> <p>第3条 前条第1項の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号から第3号までの使用料</u> <u>児童発達支援、放課後等デイサービス、指定入所支援、療養介護、生活介護又は短期入所を受けた日の属する月の翌月の末日</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第4号の使用料</u> 診療を受けた日又は入院その他知事が必要と認めるときは、知事が指定する日</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(使用料及び手数料の額)</p> <p>第2条 前条第1項に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項</u> _____ _____に規定する短期入所(以下「短期入所」という。) 同法第29条第3項第1号の規定により算定した費用の額と同条第1項に規定する特定費用の額との合計額</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) <u>児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児その他の者の通所 食事の提供に要する費用として規則で定める額</u></p> <p>2・3 省略</p> <p>(使用料及び手数料の納付時期)</p> <p>第3条 前条第1項の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>前条第1項第1号及び第2号</u>の使用料 _____ _____指定入所支援 _____ 又は短期入所を受けた日の属する月の翌月の末日</p> <p>(2) <u>前条第1項第3号の使用料</u> 診療を受けた日又は入院その他知事が必要と認めるときは、知事が指定する日</p> <p>(3) <u>前条第1項第4号の使用料</u> 食事の提供を受けた日の属する月の翌月の末日</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前の使用に係る使用料の額及び納付時期については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第23号

児童福祉法施行条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行条例

児童福祉法第62条の6の規定に基づく過料に関する条例(平成18年愛媛県条例第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第98条第1項及び第2項並びに第104条並びに法第62条の6並びに児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の8の規定に基づき、法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(愛媛県障害児通所給付費等不服審査会の設置)

第2条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第98条第1項の規定に基づき、愛媛県障害児通所給付費等不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(審査会の組織)

第3条 審査会は、委員10人以内で組織する。

(審査会への諮問)

第4条 知事は、法第56条の5の5第1項の規定に基づき審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 知事が障害児の保健又は福祉に関する専門的な見地からの意見を求める必要がないと認めるとき。

(医師等の報酬)

第5条 法第56条の5の5第2項において準用する障害者自立支援法第103条第2項の規定により、診断その他の調査(以下「診断等」という。)をした医師等に対し支給する報酬の額は、診断等に要した特別の技能の程度並びにこれに要した時間及び費用を考慮して知事が定める。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- (1) 法第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還を求められてこれに応じない者
- (2) 正当の理由がないのに、法第57条の3第2項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第24号

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成25年12月31日</u> 限り、その効力を失う。	2 この条例は、 <u>平成24年12月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第25号

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例(平成21年愛媛県条例第54号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
2 この条例は、 <u>平成25年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。	2 この条例は、 <u>平成24年3月31日</u> 限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年12月31日(同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第26号

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成21年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成26年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第27号

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（昭和30年愛媛県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>別表（第3条関係）</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>2,730円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品産業関係</td> <td>食品加工用機器</td> <td>1 時間又は 1 回</td> <td><u>2,520</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術開発関係</td> <td>試験</td> <td>1 件</td> <td><u>9,660円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,730円</u>		省略			食品産業関係	食品加工用機器	1 時間又は 1 回	<u>2,520</u>	省略				区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	試験	1 件	<u>9,660円</u>	省略	省略			<p>別表（第3条関係）</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術開発関係</td> <td>機械金属用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>2,830円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食品産業関係</td> <td>食品加工用機器</td> <td>1 時間又は 1 回</td> <td><u>2,620</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設関係</td> <td>土木用機器</td> <td>1 時間</td> <td><u>630</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 別</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術開発関係</td> <td>試験</td> <td>1 件</td> <td><u>18,370円</u></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,830円</u>		省略			食品産業関係	食品加工用機器	1 時間又は 1 回	<u>2,620</u>	省略				建設関係	土木用機器	1 時間	<u>630</u>	区 分	種 別	単 位	金 額	技術開発関係	試験	1 件	<u>18,370円</u>	省略	省略		
区 分	種 別	単 位	金 額																																																																		
技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,730円</u>																																																																		
	省略																																																																				
食品産業関係	食品加工用機器	1 時間又は 1 回	<u>2,520</u>																																																																		
省略																																																																					
区 分	種 別	単 位	金 額																																																																		
技術開発関係	試験	1 件	<u>9,660円</u>																																																																		
省略	省略																																																																				
区 分	種 別	単 位	金 額																																																																		
技術開発関係	機械金属用機器	1 時間	<u>2,830円</u>																																																																		
	省略																																																																				
食品産業関係	食品加工用機器	1 時間又は 1 回	<u>2,620</u>																																																																		
省略																																																																					
建設関係	土木用機器	1 時間	<u>630</u>																																																																		
区 分	種 別	単 位	金 額																																																																		
技術開発関係	試験	1 件	<u>18,370円</u>																																																																		
省略	省略																																																																				

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。

○愛媛県条例第28号

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例の一部を改正する条例

愛媛県森林そ生緊急対策基金条例（平成21年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 _____</p> <p>_____ 森林整備の促進及び _____ 森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源のかん養等の多面的機能を有する森林をそ生させるために要する経費の財源に充てるため、森林そ生緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 <u>地球温暖化の防止に向けた森林吸収目標の達成並びに木材及び木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、間伐等の森林整備の促進及び間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図り、もって水源のかん養等の多面的機能を有する森林をそ生させるために要する経費の財源に充てるため、森林そ生緊急対策基金（以下「基金」という。）を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第29号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第 3 条 知事は、一般県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち 2 以上の方法によつて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) インターネットの利用</u></p> <p><u>(6) 省略</u></p> <p>2 省略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第 4 条 知事は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず一般県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 5 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（高年齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者） _____にあつては第 1 号、第 3 号及び第 4 号、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して 3 年を経過していないものにあつては第 3 号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める</p>	<p>(入居者の公募の方法)</p> <p>第 3 条 知事は、一般県営住宅の入居者の公募を次に掲げる方法のうち 2 以上の方法によつて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 省略</u></p> <p>2 省略</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第 4 条 知事は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わず一般県営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(4)～(7) 省略</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第 5 条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（<u>公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）</u>第 6 条第 1 項各号に掲げる者で知事が県営住宅の管理上<u>適当と認めるもの</u>）にあつては第 1 号、第 3 号及び第 4 号、被災市街地復興特別措置法（平成 7 年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して 3 年を経過していないものにあつては第 3 号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入が次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める</p>

金額を超えないこと。

ア 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第6条第4項に規定する場合 同条第5項第1号に規定する金額

イ・ウ 省略

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第17条第6項並びに第23条の12第2号及び第4号 _____ において同じ。）があること。

(3)・(4) 省略

（入居者の保管義務等）

第17条 省略

2～8 省略

- 9 知事は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員又は規則で定める者であるときは、同項の承認をしてはならない。
（使用許可）

第23条の2 知事は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第9条第1項に規定する登録事業者（以下「社会福祉法人等」という。）が一般県営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業又は同法第7条第5項に規定する登録事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、一般県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、一般県営住宅の使用を許可することができる。

2 省略

（許可等に関する意見聴取）

- 第25条の7** 知事は、第6条（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。）の許可をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者（同居する者を含む。）について、知事が特に必要があると認めるときは、第5条第4号、第17条第7項（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第9項（暴力団員に係る部分に限り、第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第23条第1項第5号（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

- 6 平成25年3月31日までの間における一般県営住宅の入居者の資格については、第5条第1号ア中「公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下この号において「旧政令」という。）」と、同号イ及びウ中「政令」とあるのは「旧政令」とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

金額を超えないこと。

ア 政令 _____ 第6条第4項に規定する場合 同条第5項第1号に規定する金額

イ・ウ 省略

- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第17条第6項、第23条の12第2号 _____ 及び第4号並びに附則第6項において同じ。）があること。

(3)・(4) 省略

（入居者の保管義務等）

第17条 省略

2～8 省略

- 9 知事は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員 _____ であるときは、同項の承認をしてはならない。
（使用許可）

第23条の2 知事は、社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者 _____ （以下「社会福祉法人等」という。）が一般県営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業 _____ （以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、一般県営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、一般県営住宅の使用を許可することができる。

2 省略

（許可等に関する意見聴取）

- 第25条の7** 知事は、第6条（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。）の許可をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者（同居する者を含む。）について、知事が特に必要があると認めるときは、第5条第4号、第17条第7項（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び第9項（ _____ 第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第23条第1項第5号（第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。）、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

附 則

- 6 当分の間、政令附則第7項に規定する地域内の一般県営住宅に係る第5条の規定の適用については、当該一般県営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第2号の条件を具備するものとみなす。

○愛媛県条例第30号

愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例

愛媛県高等学校等修学支援基金条例（平成21年愛媛県条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第1条の目的を達成するための事業に係る精算については、この条例の規定は、同年6月30日（同日までに当該精算が完了した場合にあっては、当該精算が完了した日）までの間は、なおその効力を有する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第31号

愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県歴史文化博物館管理条例の一部を改正する条例

愛媛県歴史文化博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																					
<p>（開館時間等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から<u>6</u>の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u> 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	1～6 省略			<u>7</u> 省略			<p>（開館時間等）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別表第1の1の項から<u>7</u>の項までに掲げる施設は、午前9時から午後10時まで利用することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>別表第1（第4条、第8条、第12条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～6 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u> オリエンテーションルーム</td> <td style="text-align: center;"><u>1時間につき</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>8</u> 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	区 分	単 位	金 額	1～6 省略			<u>7</u> オリエンテーションルーム	<u>1時間につき</u>	<u>2,000円</u>	<u>8</u> 省略		
区 分	単 位	金 額																				
1～6 省略																						
<u>7</u> 省略																						
区 分	単 位	金 額																				
1～6 省略																						
<u>7</u> オリエンテーションルーム	<u>1時間につき</u>	<u>2,000円</u>																				
<u>8</u> 省略																						

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第32号

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県学校職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県学校職員定数条例（昭和32年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。	(定数) 第2条 学校職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 県立学校の職員 <u>3,863人</u>	(1) 県立学校の職員 <u>3,874人</u>
(2) 市町立学校の職員 <u>8,729人</u>	(2) 市町立学校の職員 <u>8,789人</u>
計 <u>12,592人</u>	計 <u>12,663人</u>

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第33号

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察職員定数条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員定数条例（昭和33年愛媛県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数) 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。	(職員の定数) 第2条 警察職員の定数は、次のとおりとする。
(1) 警察官	(1) 警察官
警 視 <u>99人</u>	警 視 <u>99人</u>
警 部 <u>204人</u>	警 部 <u>203人</u>
警部補及び巡査部長 <u>1,394人</u>	警部補及び巡査部長 <u>1,385人</u>
巡 査 <u>730人</u>	巡 査 <u>724人</u>
計 <u>2,427人</u>	計 <u>2,411人</u>
(2) 省略	(2) 省略
計 <u>2,842人</u>	計 <u>2,826人</u>
2 省略	2 省略

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第34号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）	別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</td> <td>運転免許試験手数料</td> <td>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～28 省略			29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>名 称</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～28 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施</td> <td>運転免許試験手数料</td> <td>(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	名 称	金 額	1～28 省略			29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該
事 務	名 称	金 額																	
1～28 省略																			
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該																	
事 務	名 称	金 額																	
1～28 省略																			
29 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該																	

	<p>当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,600円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,800円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,200円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,050円</u>）</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,050円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,600円</u>）</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原</p>		<p>当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,850円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,950円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>8,650円</u>）</p> <p>(2) 普通自動車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,100円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,050円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,400円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>3,400円</u>）</p> <p>(3) 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項 _____ の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>2,950円</u>（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,600円</u>）</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原</p>
--	--	--	---

	<p>動機付自転車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>1,500円</u></p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,750円</u></p> <p>イ 同項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,900円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,600円</u> (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,700円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,550円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,000円</u> (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,550円</u>)</p>		<p>動機付自転車免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 <u>2,050円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>1,650円</u></p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア _____同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>4,500円</u> (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,700円</u>)</p> <p>(6) 仮運転免許に係る試験次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>2,000円</u></p> <p>イ 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 <u>1,650円</u></p> <p>ウ 同項の規定の適用を受けない場合 <u>3,100円</u> (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>4,750円</u>)</p>
<p>29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査</p>	<p>検査手数料</p> <p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,850円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>6,950円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>4,050円</u> (公安委員会が提供する</p>	<p>29の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく検査</p> <p>検査手数料</p> <p>(1) 大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>3,950円</u> (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、<u>7,650円</u>)</p> <p>(2) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 <u>4,300円</u> (公安委員会が提供する</p>	

		自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>4,900円</u>)			自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>5,300円</u>)
30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料	1,550円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,100円</u>)		30 道路交通法第91条の運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除の審査	審査手数料 1,700円 (公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、 <u>3,350円</u>)
31 道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	免許証交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>2,050円</u> (道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,050円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額) (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,100円</u>		31 道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>2,100円</u> (道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、 <u>2,100円</u> に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額) (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,200円</u>
32 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,600円</u> (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,100円</u>		32 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 <u>3,650円</u> (2) 仮運転免許に係る免許証 <u>1,200円</u>
32の2～33 省略				32の2～33 省略	
34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「技能検定員審査」という。)	技能検定員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>23,500円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>19,650円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,500円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) <u>21,850円</u>		34 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「技能検定員審査」という。)	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 <u>24,700円</u> (2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査 <u>20,500円</u> (3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 <u>14,100円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの (以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。) <u>22,450円</u>
35 省略				35 省略	
36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「教習指導員審査	教習指導員審査手数料	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>15,000円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>11,800円</u>		36 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく審査 (以下「教習指導員審査	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 <u>15,650円</u> (2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査 <u>12,150円</u>

	導員審査」という。)		(3) 特定第一種運転免許に係る 教習指導員審査 <u>9,450円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)		導員審査」という。)		(3) 特定第一種運転免許に係る 教習指導員審査 <u>9,500円</u> (4) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	
37	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 普通自動車免許に係る再試験 <u>1,950円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,800円</u>) (2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,700円</u> (同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,250円</u>) (3) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,000円</u>		37	道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	(1) 普通自動車免許に係る再試験 <u>2,050円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,050円</u>) (2) 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験 <u>1,900円</u> (同項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,550円</u>) (3) 原動機付自転車免許に係る再試験 <u>1,150円</u>
38	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請に対する審査	免許証更新手数料	<u>2,500円</u>		38	道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新の申請に対する審査	免許証更新手数料	<u>2,550円</u>
38の2	道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新申請書の経由	経由手数料	<u>550円</u>		38の2	道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新申請書の経由	経由手数料	<u>600円</u>
38の3	省略				38の3	省略		
38の4	道路交通法第104条の4第6項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書の再交付手数料	<u>1,000円</u>					
39	道路交通法第	国外運	<u>2,400円</u>		39	道路交通法第	国外運	<u>2,650円</u>

107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	転免許証交付手数料		107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	転免許証交付手数料	
40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1) 省略 (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,450円</u> (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,200円</u> (4) 省略 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,150円</u> イ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,050円</u> (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき <u>1,400円</u> (7) 省略 (8) 同項第8号に掲げる講習 講習1時間につき <u>1,250円</u> (9) 同項第9号に掲げる講習 講習1時間につき <u>650円</u> (10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,100円</u> イ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,750円</u> ウ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,600円</u> エ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,450円</u> (11) 同項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 同法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 <u>600円</u> イ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 <u>950円</u> ウ 同表の備考一の4に規定	40 道路交通法第108条の2第1項各号に掲げる講習の実施	講習手数料	(1) 省略 (2) 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,600円</u> (3) 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき <u>2,300円</u> (4) 省略 (5) 同項第5号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,200円</u> イ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>4,100円</u> (6) 同項第6号に掲げる講習 講習1時間につき <u>1,350円</u> (7) 省略 (8) 同項第8号に掲げる講習 講習1時間につき <u>1,200円</u> (9) 同項第9号に掲げる講習 講習1時間につき <u>750円</u> (10) 同項第10号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,150円</u> イ 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,800円</u> ウ 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,700円</u> エ 原動機付自転車免許に係る講習 講習1時間につき <u>2,550円</u> (11) 同項第11号に掲げる講習 次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 同法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 <u>700円</u> イ 同表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 <u>1,050円</u> ウ 同表の備考一の4に規定

		<p>する違反運転者等に対する講習 <u>1,500円</u>（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、<u>950円</u>）</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 <u>13,350円</u>（同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあっては、<u>9,200円</u>）</p>
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 <u>1,500円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>
42～64	省略	

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,750円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,300円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,450円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>7,000円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,400円</u>

		<p>する違反運転者等に対する講習 <u>1,700円</u>（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第11号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める同令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあっては、<u>1,050円</u>）</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習 <u>13,400円</u>（同令第43条第1項の表講習手数料の部法第108条の2第1項第13号に掲げる講習の項の第3欄及び第4欄の国家公安委員会規則で定める講習にあっては、<u>9,400円</u>）</p>
41 道路交通法第108条の2第2項の規定に基づく講習の実施	特定任意講習手数料	<p>(1) 道路交通法施行令第37条の6第2号に規定する講習 <u>1,800円</u></p> <p>(2)・(3) 省略</p>
42～64	省略	

備考

- 1 省略
- 2 この表の34の項（以下「別表34の項」という。）に掲げる技能検定員審査手数料の額は、技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表34の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表34の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,950円</u>
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>1,350円</u>
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	<u>4,600円</u>
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>7,050円</u>
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>6,750円</u>

	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,200円		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,800円		(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,950円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円	3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円		(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円	4 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,150円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円		(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,150円
5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円	5 技能検定の実施に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円		(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,050円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,850円	6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,200円
	(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円		(2) 普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,450円		(3) 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,150円		(4) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,200円
7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,700円	7 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,750円

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,950円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,050円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については200円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,150円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,750円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,450円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,500円

備考

1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表34の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 この表の36の項（以下「別表36の項」という。）の教習指導員審査手数料の額は、教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、別表36の項の右欄の規定にかかわらず、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表36の項の右欄に定める額から、次の表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	(1) 大型自動車免許及び中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,450円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	4,100円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,800円
2 技能教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	1,900円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 省略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 省略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
	(3) 省略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,700円
備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,000円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る		

	(4) 大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,000円
3 学科教習に必要な教習の技能	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 省略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	(1) 省略	
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	(3) 省略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	(1) 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	(2) 普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,200円
	(3) 省略	
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,750円
備考 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る		

教習指導員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,050円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表36の項の右欄に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第35号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例

(信号機に関する基準)

第1条 信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次の各号のいずれかに該当する信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次の各号のいずれかに該当する信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

- (1) 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 人の形の記号を有する青色の灯火の信号(以下「歩行者用青信号」という。)に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発生することができるもの
- イ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの
- ウ 歩行者用青信号が表示されている間、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの
- (2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車(交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。)が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第2条 道路標識に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第3条 道路標示に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する道路標示であることとする。

- (1) 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- (2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第36号

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成24年 3月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例(平成23年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成25年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則</p> <p>2 この条例は、<u>平成24年 3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。